

大阪狭山市メディカルケアステーション（MCS）を使った 情報共有のための手順

Ⅰ. 運用開始までの事前準備		
1.	運用規程の同意	「大阪狭山市メディカルケアステーション（MCS）運用規程」に同意
2.	運用目的の確認	①患者の情報を共有すること ②関係機関との連絡調整等に活用すること
3.	事業所としての運用決定	
4.	MCS利用者の選任	MCSを使用する事業所の従事者（MCSユーザー）を選任する
5.	業務情報に関する誓約書を交わす	選任したMCSユーザーと事業所間で「業務情報保持に関する誓約書」＜別紙様式4＞を取り交わす
6.	「MCS管理者」を選任	MCSユーザーの中から、最低1名以上の「MCS管理者」を選任する（大規模な事業所においては各部門ごとに複数人の選任も可）
7.	3条件に同意	①「大阪狭山市メディカルケアステーション（MCS）運用規程」及びエンブレース株式会社が定める「MCS運用管理規程」を遵守する ②当該事業所が、MCSを利用していることを市が他の医療介護関係者に公示することを認める ③MCS管理者が、MCS内に設置する自由グループ「大阪狭山市高齢者福祉グループ」に参加し、MCSの安定的な運用・改善に継続的に参画する

Ⅱ. 運用開始の手続き		
1.	個別にMCS利用登録	MCSユーザーにて個別にMCSの利用登録を行う（既に利用登録が済んでいる人は不要）
2.	利用申込書と連携守秘契約書に記入 ①②	①「大阪狭山市(メディカルケアステーション)MCS利用申込書」＜別紙様式1＞ ②「メディカルケアステーション(MCS)利用に係る連携守秘誓約書」＜別紙様式2＞
3.	利用申込書提出	宛先：大阪狭山市役所健康福祉部高齢者福祉グループ ①MCS上にて市のアカウントへ個別送付 ②メール（kaigo@city.osakasayama.osaka.jp） ③郵送（〒589-8501 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1） ④直接窓口
4.	MCSにID/パスワード入力でログイン	市への届出後、ログインし、「大阪狭山市高齢者福祉グループ」からの招待を承認

Ⅲ. 患者を情報共有する場合の対応		
1.	連携元事業所の設定	当該患者の情報を保有する事業所が「連携元事業所」になる
2.	患者(家族)に同意書の説明	連携元事業所が患者（または患者家族）に個人情報の使用同意について十分な説明を行う
3.	同意書を取り交わす	「在宅療養（医療）の開始にあたって」＜別紙様式3＞を取り交わす
4.	市へ報告	MCS上にて、市のアカウントへ「在宅療養（医療）の開始にあたって」を取り交わした旨を報告する。
5.	MCS内に患者グループを作成	連携元事業所は、MCS内に患者グループを作成する
6.	関係者を招待する	連携に必要な医療介護関係者を順次グループに招待する
7.	情報共有の開始	具体的な患者に関する情報共有を開始する

参考	
<別紙様式 1 >	「大阪狭山市（メディカルケアステーション）MCS利用申込書」
<別紙様式 2 >	「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書」
<別紙様式 3 >	「在宅療養（医療）の開始にあたって」
<別紙様式 4 >	「業務情報保持に関する誓約書」